

付属定款

第1章 総則

- 第1条 本定款は、別段の定めがある場合を除き、民商法典の株式会社に関連する条項に従う。
- 第2条 本定款に何らかの改訂又は変更があるときは、株主総会の決議により、法に基づく改訂又は変更を行うことができる。

第2章 株式及び株主

- 第3条 当会社の株式は、全て記名式の普通株とし、一度に額面価格で購入しなければならない株式とする。また、当会社の株券は、取締役1名以上により署名及び社印捺印がされていなければならない。
- 第4条 株式譲渡は、譲渡者及び受取者が署名した書類を作成し、証人2名が認証の署名をすることにより成立する。当該株券は、当会社が株式譲渡登録を完了させたとき、外部の会社又は個人に受け渡される。
- 第5条 当会社は、自己株式の株主又は質権者になることはできない。

第3章 取締役

- 第6条 当会社の取締役の員数は、株主総会における決定による。
- 第7条 任期満了以外の事由で取締役が退任した場合、取締役会は補欠を選任することができる。但し、任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 取締役会は、取締役の過半数が出席しなければ成立しない。
- 第9条 取締役会は当会社の代表とする。また、取締役の互選により社長1名を置く。

第4章 株主総会

- 第10条 株主総会は、当会社の設立登記後1ヶ月以内に関き、その後1年毎に開催する。当該株主総会を定時株主総会という。それ以外の全ての株主総会を臨時株主総会という。
- 第11条 取締役会は、必要に応じて随時、臨時株主総会を招集することができる。又は、当会社の株式数の5分の1以上にあたる株主が集合し、同一書面に署名した場

合、臨時株主総会とみなす。

- 第12条 各回の株主総会の招集は、地域の新聞1紙に2回以上公告を掲載するか、又は株主総会当日より少なくとも7日前までに株主全員に株主総会の通知を送付することによって行われる。
- 第13条 株主本人が株主総会に出席できない場合、代理人をもってその議決権を行使することができる。
- 第14条 株主総会は、取締役社長を議長とする。取締役社長が不在の場合、又は欠席のときは、投票により、出席株主のうち1名を議長とする。
- 第15条 株主総会は、代理人を含め、総株式の議決権の4分の1以上を有する株主が出席しなければ成立しない。株主総会の決議は、出席株主の議決権の過半数をもって行う。賛否同数のときは、議長をもって更に1名の議決権を追加する。

第5章 計算

- 第16条 取締役は、毎年1月1日を期首とし、12月31日を期末とする当会社の会計年度の各年度について、当会社の貸借対照表及び損益計算書を作成する。
- 第17条 当会社の決算は、1名以上の会計監査人による監査を受け、決算期より4ヶ月以内に株主総会による承認を得なければならない。

第6章 配当金及び準備金

- 第18条 各回の配当金の支払について、当会社は、出資総額の10分の1に相当する額以上に達するまで、事業純利益の20分の1に相当する額以上の金額を準備金として積み立てるものとする。

本定款は、XXXXXXXXXXの創立総会にて認証された。

(署名)取締役

(XXXXXXXXXX)